

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 四一
 - 生活保護法による指定介護機関の事業所の名称を変更した旨届出があった件 四二
 - 生活保護法による指定介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった件 四三
 - 生活保護法による指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった件 四三
 - 県営土地改良事業計画を定めた件 四四
 - 保安林の指定を解除する件 四四
 - 落札者を決定した件 四四
 - 農用地保全施設等の管理規程の変更を認可した件 四五

告 示

福島県告示第四百七十八号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。
 令和二年七月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

事業所の	事業所の	事業者の	事業者の主たる	指定年月日	サービス
------	------	------	---------	-------	------

名称	所在地	名称	事務所の所在地		の種類
あいあい薬局	会津若松市城西町五一五六	株式会社メデイカルピース	会津若松市城西町五一五六	令和二年五月一日	居宅療養管理指導 介護予 防居宅療養管理指導
あいセンター薬局	会津若松市山鹿町四一―一三	株式会社あい	会津若松市山鹿町四一九	令和元年二月二一日	居宅介護支援事業
コスモ調剤薬局米代店	会津若松市米代一―一六―二九	株式会社コスモファーマ	郡山市桑野三丁目一―一二	令和二年二月一日	居宅療養管理指導 介護予 防居宅療養管理指導
のぞみ薬局会津若松店	会津若松市湯川町一―六二	有限会社ケン	会津若松市湯川町一―六二	同 年六月一日	居宅療養管理指導 介護予 防居宅療養管理指導
自由ヶ丘調剤薬局	須賀川市和田字弥六内三五六一―五	有限会社竹内ファーマシー	須賀川市栄町二七二	令和元年〇月一日	居宅療養管理指導
コスモ調剤薬局二見町店	南相馬市原町区二見町一―四六	株式会社コスモファーマ	郡山市桑野三丁目一―一二	同 年二月二一日	居宅療養管理指導 介護予 防居宅療養管理指導
げんじろう	伊達市梁川	株式会社	郡山市桑野三丁目	令和二年二月二一日	居宅療養管理指導

川店	調剤薬局染	町字西土橋 一八八二	コスモファーマ	目二二二	月三日	管理指導 介護予 防居宅療 養管理指 導
ライプリー 南相馬訪問 看護ステー ション	南相馬市原 町区大木戸 字南東方一 〇一〇二二	特定非営利 活動法人 ライプリー 小高訪問看 護ステーショ ン	南相馬市小高区 小高字金谷前八 四	平成二二年 三月一日	訪問看護 介護予 防訪問看 護 居宅 介護支援 事業	
なごみケア 訪問看護ス テーション	田村郡三春 町字大町一 〇六一	株式会社 ふくしま在 宅保健医療 福祉研究所	田村郡三春町字 大町一〇六一	令和元年一 月一日	訪問看護 介護予 防訪問看 護	
らいぶりー デイサービ センター	南相馬市原 町区大木戸 字松島三二 六一三	特定非営利 活動法人 ライプリー 小高訪問看 護ステーショ ン	南相馬市小高区 小高字金谷前八 四	平成二二年 三月一日	通所介護 通所型 サービス	
定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看 護事業所み さか	白河市みさ か二丁目四 八―三五	株式会社 クロバー	須賀川市陣場町 一〇八	令和元年一 二月一日	定期巡回・ 随時対応 型訪問介 護看護	
小規模多機 能型居宅介 護施設千歳	須賀川市花 岡三三一― 五	株式会社 住専ノザキ	須賀川市前田川 字宮の前一六六一 一四六	令和二年五 月一日	小規模多 機能型居 宅介護 介護予防 小規模多 機能型居 宅介護	

事業所の名称		事業所の所在地		事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
変	更	前	後		
店	こくぶ薬局山鹿	店	アイン薬局山鹿	会津若松市山鹿 町四―二〇	株式会社 あさひ調 々木二丁目一 五
	ありす薬局	店	アイン薬局湯川	会津若松市湯川 町一―五四	株式会社 あさひ調 々木二丁目一 五
	こくぶ薬局本店	中央店	アイン薬局会津	会津若松市鶴賀 町一―四	株式会社 あさひ調 々木二丁目一 五
店	こくぶ薬局鶴賀	店	アイン薬局鶴賀	会津若松市一箕 町大字鶴賀字堤 二―七〇	株式会社 あさひ調 々木二丁目一 五

福島県告示第四百七十九号
 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業所の名称を変更した旨届出があった。
 令和二年七月二十八日
 福島県知事 内堀 雅 雄

小規模多機能ホームさくら	南相馬市原町区陣ヶ崎二〇一	株式会社シンエイ	令和元年八月一日	小規模多機能型居宅介護 介護予防 小規模多機能型居宅介護
--------------	---------------	----------	----------	------------------------------------

(社会福祉課)

福島県告示第四百八十一号

事業所の名称	事業所の所在地		事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
	変更前	変更後		
訪問看護ないうろステーション	会津若松市東千石一丁目二一三	会津若松市東千石一丁目二一七	会津医療生活協同組合	会津若松市東千石一丁目二一三
竹田指定居宅介護支援事業所	会津若松市本町一一一	会津若松市本町二一六〇	一般財団法人竹田健康財団	会津若松市山鹿町三一二七
社会福祉法人うつみね福祉会 東部居宅介護支援事業所	須賀川市和田字柏崎九一四三 ルネス須賀川一〇六号室	須賀川市小作田字仲田二三一一	社会福祉法人うつみね福祉会	須賀川市小作田字仲田二三一一
会津医療生協ヘルパーステーション	会津若松市東千石一丁目二一一三	会津若松市東千石一丁目二一一七	会津医療生活協同組合	会津若松市東千石一丁目二一一三
つばさ訪問介護事業所	耶麻郡猪苗代町大字千代田字中島二九一三	耶麻郡猪苗代町大字磐里字百目貫七三六一一	株式会社つばさ	耶麻郡猪苗代町大字磐里字百目貫七三六一一

(社会福祉課)

福島県知事 内堀雅雄

(社会福祉課)

福島県告示第四百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった。

令和二年七月二十八日

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
さくら薬局会津若松店	会津若松市湯川町一一六二	クラフト株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目一一	令和二年三月二二日	居宅療養管理指導 介護予防 防居宅療養管理指導
コスモ調剤薬局小高店	南相馬市小高区上町二一一四一四一	株式会社コスモファーマ	郡山市桑野三丁目二二二	令和元年一月三〇日	同
エール薬局伊達店	伊達市岡前二〇一四	株式会社メディカル愛	郡山市桑野三丁目二二二	同 年九月三〇日	同
介護老人保健施設 さくら	会津若松市宮町一一	公益財団法人 沢病院	会津若松市宮町一一	令和二年三月二二日	通所リハビリテーション

福島県知事 内堀雅雄

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった。

令和二年七月二十八日

福島県告示第四百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、山田地区に係る県営農地中間管理機構関連農地整備事業（農地整備事業）を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
令和二年七月二十八日

（社会福祉課）

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和二年七月二十九日から

同 年八月十七日まで

（二十日間）

三 縦覧の場所

いわき市役所

（農村計画課）

福島県告示第四百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和二年七月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 解除に係る保安林の所在場所

西白河郡西郷村大字鶴生字由井ヶ原三四四の二、三四四の三

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（森林保全課）

公 告

公告第156号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庶務システムサーバ等機器更新及び運用・保守業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。
令和2年7月28日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県庶務システムサーバ等機器更新及び運用・保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部人事総室職員業務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和2年6月12日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号
- 5 落札金額
478,390,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和2年4月24日

（職員業務課）

公告第百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第三項の規定により、西郷ダム管理規程の変更について、令和二年七月九日次のとおり認可した。

令和二年七月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 管理規程を定めた者の名称
阿武隈川上流土地改良区

二 管理規程の概要

1 貯水、放流又は貯水に関する事項

(一) ダムの満水位は標高六五〇メートルとする。

(二) ダム管理責任者は、適正水位によりかんがい用水等の取水を行い、毎年四月二十一日から九月十五日までのかんがい期間にあつては、ダムから受益地に必要な水量を取水するものとする。

(三) ダムから放流を行う場合の放流量は、洪水時の調整を行うときを除き、毎秒五立方メートルを超えてはならない。

2 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

ダム管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具等を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

3 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

ダム管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、ダムの機械器具の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、ダムの水位及びダム地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

4 ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測、堆砂状況及び堤体の調査を行わなければならない。

ダム管理責任者は、気象及び水象の観測、堆砂状況及び堤体の調査を行わなければならない。

5 その他施設の管理に関し必要な事項

ダム管理責任者は、ダム管理日誌を備え、当該ダムの管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

(農村計画課)